

七類型別の公益法人数について

※ 以下は、既存の調査等により、現時点で把握している数値であり、今後の調査結果により、大幅に変わる可能性がある。

|   |        |
|---|--------|
| ① 平成19年度に国・独法からの支出が1,000万円以上あった法人   | 1306法人 |
| ② 国の指定、登録等に基づき特定の事務・事業を実施している法人として把握している法人                                  | 598法人  |
| ③ 平成19年度の国・独法からの支出の、法人の平成19年度決算における年間収入額に占める割合が50%以上の法人                     | 365法人  |
| ④ 平成20年12月1日現在、国家公務員出身者が常勤役員に在籍している法人又は平成20年4月1日現在、国家公務員出身者が常勤職員として在籍している法人 | 2353法人 |
| ⑤ 法人の平成19年度決算において正味財産額が10億円超の法人   | 1448法人 |
| ⑥ 都道府県又は市町村から補助金等又は委託費を交付された法人  | 825法人  |
| ⑦ 第三者分配型補助金等を受ける法人  | 24法人   |

国所管法人6625法人(平成20年12月1日現在)のうち、 ①～⑦の1つに該当する法人： 2072法人

“ 2つ “ : 928法人

注1) ①～⑦のすべてに該当する法人は0。 “ 3つ “ : 481法人

注2) ①～⑦のいずれかに該当する法人は3852 “ 4つ “ : 313法人

“ 5つ “ : 52法人

“ 6つ “ : 6法人

本資料に関するお問合せ先

内閣府公益法人行政担当室（行政刷新）

田上補佐・佐藤

03-5403-9640/9647